

桜井小学校いじめ防止基本方針

策定日：平成26年(平成 29 年 10 月改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

・いじめ防止等に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されればその場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

本校では、いじめは、どの集団、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であるととらえ、小さな子どもの変化を見つけ、子どもに寄り添い、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で指導にあたっていく。

特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、学校いじめ防止対策委員会を中心に学校全体で向き合い、組織的対応に努める。また、学校だけでなく、広く社会全体で真剣に取り組むべき問題であり、未然防止の観点からも保護者、地域にとどまらず、警察等行政機関とも密な連携を図り、それぞれが自らの役割を自覚し、相互協力し、活動していくことができるようにしていく。また、子ども自身も、自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努めることができるよう、指導・支援していく。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

○組織の構成員

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、学年主任、道徳教育推進教師、人権教育推進担当、(スクールカウンセラー：必要に応じて参加を求める)

○委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催をする。また、いじめを認知した場合には、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

○委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童及び保護者に周知すること

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録と共有
- ・いじめ(疑いも含む)を察知した場合は、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携とい

った対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

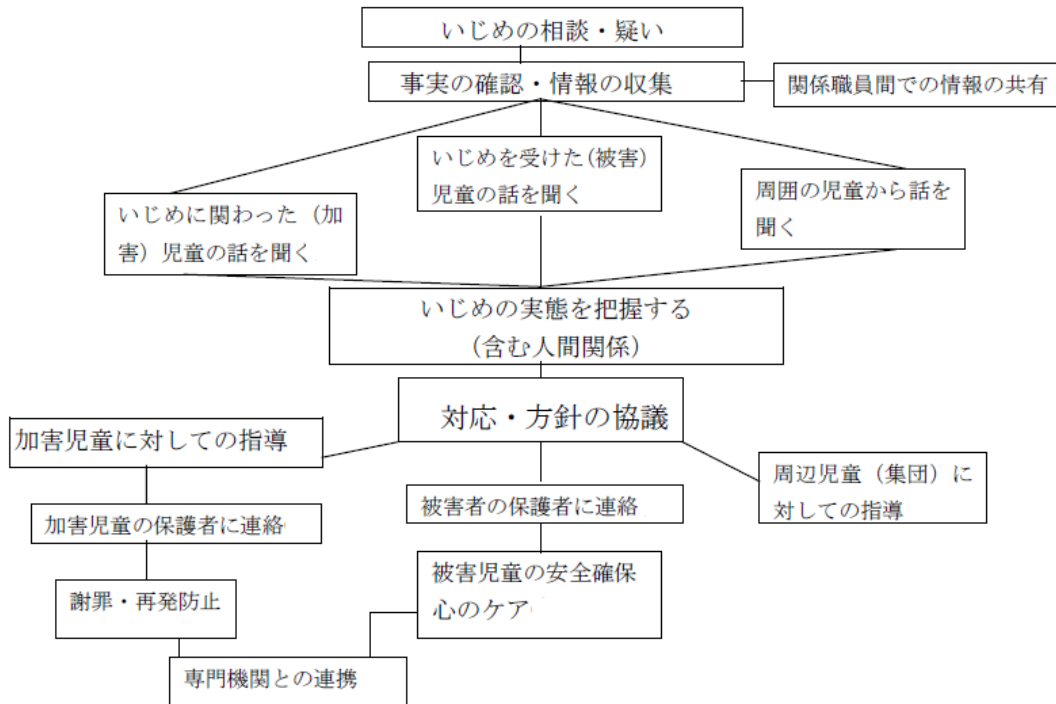
- ・桜井スタンダードの実施
- ・横浜プログラムや、YP アセスメントを用いた学級風土づくり
- ・セカンドステップや道徳教育での心の育成
- ・たてわり活動
- ・児童会での取り組み
- ・神奈川県警の協力による出前授業
- ・校内の環境整備
- ・児童の日々の活動や行事などでの活躍の場を増やすことでの自己有用感の醸成
- ・「横浜子ども会議」への参加

②いじめの早期発見

- ・教科担任制を取り入れた、学年内、学校内の協力体制の整備
- ・登下校や休み時間等の教職員、学援隊による見守り
- ・スクールカウンセラーによる教育相談(各月2回)
- ・児童支援専任による教育相談(年2回)
- ・教職員内での情報交換や何でも言い合える関係づくり
- ・アンケートの実施(実施時期:6月、12月)
- ・担任による授業や出前授業による携帯電話等インターネットの情報モラル教育
- ・保護者が来校する機会を多くし、教職員とのつながりの強化

③いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力
- ・スクールカウンセラーによるカウンセリング
- ・児童の実態把握に基づく計画や対応の見直し
- ・栄警察署との連携
- ・児童相談所との連携
- ・いじめ発見時マニュアルの設定



④いじめの解消

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

○いじめ解消に向けた学校の取り組み

- ・被害児童への支援と見守り・声かけ
- ・加害児童への指導・支援
- ・関係機関と連携した継続的な指導・支援
- ・いじめを起こさない学校・学級風土づくり
- ・保護者との連携

⑤教職員等への研修

- ・校内研修による授業力の向上
- ・校内研修による児童理解力の向上
- ・教職員向け手引きを活用したいじめ防止、対応に向けた校内研修の充実
- ・研修の年間計画作成、実施

⑥桜井小懇話会の活用

- ・「桜井小懇話会」を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む

⑦取組の年間計画

月	取り組み内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ ・いじめの定義・児童理解研修 ・家庭訪問 ・保護者懇談会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・YP アセスメント実施① ・けいたい教室

6月	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校ブロック定例会 ・コンサルテーションによる学級経営 ・保護者懇談会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い①) ・個人面談 ・職員研修
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い②) ・児童理解研修
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・桜井小懇話会 ・児童によるあいさつ運動
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・YPアセスメント実施②
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間 ・いじめ防止月間の取り組み ・いじめ解決一斉キャンペーン(アンケート・相談) ・個人面談
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童によるあいさつ運動
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度計画における、年間の振り返り(学校いじめ防止対策委員会) ・桜井小懇話会 ・中学校ブロック定例会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ暴力防止教室 ・保護者懇談会
年間	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会(月1回・随時) ・カウンセラーによる相談(月2回) ・児童理解研修

4 重大事態への対処

○重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

○発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCA サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。